

## 新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会開催要綱

### (目的)

第1条 愛知県の住まい・まちづくり政策に関する基本方針となる「愛知県住生活基本計画 2030」の見直しに当たり、専門的見地から意見を聞くため、新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

### (懇談会)

第2条 懇談会は、別表1に掲げる委員により構成する。

### (分科会)

第3条 懇談会には次の分科会を設けるものとする。

- (1) 住まい方分科会
- (2) 住環境分科会
- (3) 暮らしの仕組み分科会

2 各分科会は、別表2に掲げる委員により構成する。

### (座長)

第4条 懇談会及び分科会（以下「懇談会等」という。）には座長を置く。

- 2 座長は懇談会もしくは分科会を統括し、それぞれの会議の進行にあたる。
- 3 座長が会議に出席できないときは、あらかじめ座長から指名された者が代理を務めるものとする。
- 4 座長は必要に応じ、別表1もしくは別表2に掲げる委員以外の者の参加を求めることができる。

### (懇談会等の公開等)

第5条 懇談会等は原則として公開するものとする。ただし、愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報が含まれる等、会議の内容により公開に支障があると座長が判断した場合はこの限りではない。

- 2 前項により、懇談会等を公開する場合の傍聴方法等については別途定める要領による。
- 3 会議録及び会議資料は、5年間保存するものとする。

### (開催期間)

第6条 懇談会等は、令和7年度及び令和8年度において開催する。

### (庶務)

第7条 懇談会等の庶務は、愛知県建築局公共建築部住宅計画課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会等の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### (附則)

この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

## 新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会委員

(五十音順・敬称略)

氏名	職名
阿部 順子	椋山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
荒木 裕子	京都府立大学生命環境科学研究科 准教授
井澤 幸	椋山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
伊藤 孝紀	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授
上山 仁恵	名古屋学院大学経済学部 教授
児玉 善郎	日本福祉大学工学部工学科 教授
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科 教授 <b>【座長】</b>
服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科 教授
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科 教授

## 新しい愛知県住生活基本計画有識者懇談会分科会委員

(五十音順・敬称略)

## 【住まい方分科会】

氏名	職名
井澤 幸	椋山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
児玉 善郎	日本福祉大学工学部工学科 教授
小松 尚	名古屋大学大学院環境学研究科 教授 <b>【座長】</b>

## 【住環境分科会】

氏名	職名
荒木 裕子	京都府立大学生命環境科学研究科 准教授
上山 仁恵	名古屋学院大学経済学部 教授
吉永 美香	名城大学理工学部建築学科 教授 <b>【座長】</b>

## 【暮らしの仕組み分科会】

氏名	職名
阿部 順子	椋山女学園大学生生活科学部生活環境デザイン学科 准教授
伊藤 孝紀	名古屋工業大学大学院工学研究科 准教授
服部 敦	中部大学工学部都市建設工学科 教授 <b>【座長】</b>